

「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」 (H20.6.9～H21.1.30)における意見等

1 地域産業保健センター事業について

従来から行われている地域産業保健センターのコーディネーターによるパンフレット配布を中心とした周知広報活動の他、各地域産業保健センターにおいて、労働基準監督署等の行政機関、労働基準協会・中小企業関係の地域の事業者団体等と連携しながら、地域産業保健センター連絡協議会において、一層の創意・工夫を図るための検討が必要ではないか。（例えば、事業者が集まる場の活用、ニーズの把握、キャンペーン活動の開催等）

産業保健情報の提供の一環として、「産業医マップ」の作成・周知、ITを活用した情報提供が必要ではないか。

地域産業保健センターにおいてはコーディネーターの役割が非常に重要であることを踏まえ、コーディネーターが活動しやすい方策を検討する必要があるのではないか。

地域産業保健センターと労働基準監督署の連携の方策として、当該地域特有の問題に焦点を当てて労働基準監督署から地域産業保健センターに活動を依頼するなどの方策も考えられるのではないか。

サテライト方式（地域医療機関における健康相談窓口の設置）の積極的活用、夜間・休日窓口の拡大等、実施場所・実施時間の弾力化が必要ではないか。

地域産業保健センターの活動の充実強化のため、保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用を図ることについては、その具体的な実施例を集めるなどして効果的な活用方策の検討が必要ではないか。

「都道府県産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」については、メンタルヘルス対策に限らず産業保健活動全般に関し情報の提供、研修の実施、事業者や労働者等からの個別相談への対応、地域におけるネットワーク形成等を実施することが必要ではないか。

2 地域におけるメンタルヘルス対策について

メンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な推進を図るため、「都道府県産業保健推進センター」、「地域産業保健センター」及び「メンタルヘルス対策支援センター」が役割分担を行うとともに、様々なニーズに対応できるよう、その有機的な連携等に

ついて検討が必要ではないか。

さらに、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場復帰支援に当たっては、主治医である精神科医と産業医との連携も重要であり、各課題に対応するため、事業者、相談機関、産業医、主治医等の専門機関間のネットワークの形成及び強化や地域と職域との有機的な連携等が必要ではないか。この際、ネットワークの強化や連携について、より具体的な方策を検討する必要があるのではないか。

地域の精神科医の協力により、メンタルヘルス対策支援センターをサポートする方法が考えられるのではないか。

4 地域の各種関係者とのネットワークの課題について

全国の精神科医(約15,000人(平成20年度 医師・歯科医師・薬剤師調査より))、保健師等の産業保健スタッフと産業医との連携は今後ますます重要となることから、これらの地域の関係者が具体的な事例などを検討する場(事例検討会)を設けることが必要ではないか。

精神科医の確保状況等の地域の実情を踏まえ、地域医療に従事する他の診療科の医師にもメンタルヘルスに関する教育を行った上で、地域産業保健センターや事業場等において一定の対応をしていただく必要があるのではないか。

5 地域保健との連携(地域・職域連携推進協議会の活用促進)について

地域・職域連携推進協議会の運営等に関し、事業者団体等の協力を求めること、事業者の参加促進や連携事業のメリット等を具体的に示していくことなどが必要ではないか。

6 小規模事業場における健康確保対策について

小規模事業場の労働者に対する健康診断の適切な実施の観点から、産業医の資格を有する診療所医師の活用を長期的な課題ととらえるべきではないか。

小規模事業場における健診結果に基づく医師の意見聴取について、小規模事業場についても実施状況が確認できる仕組みが必要ではないか。

現下の雇用の流動化等を勘案し、地域保健と産業保健の継ぎ目のない連携が必要ではないか。地域保健における支援について、事業者が労働者に情報提供する方策を検討するべきではないか。

「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」開催要綱

1 趣旨

労働者数50人未満の小規模事業場で働く労働者の健康確保については、事業者自ら行う対策のほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の3に基づく国の援助事業（地域産業保健センター事業による労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供等）が実施されているが、近年、当該地域産業保健センター事業について、利用しやすい事業への一層の取組、事業の周知・広報の強化、長時間労働者に対する医師による面接指導やメンタルヘルス対策の充実等が望まれている。

また、今般、策定された第11次労働災害防止計画において、「産業保健推進センター及び地域産業保健センター事業の有効活用やその連携を図ることにより、地域における産業保健活動の活性化を図る。」とされたところである。

このような背景を踏まえ、地域産業保健センターの基盤整備として、地域保健との連携強化や産業保健推進センター等地域の各種機関等とのネットワークの構築が喫緊の課題となってきている。

このため、厚生労働省労働基準局長の下に有識者の参集を求め、今後の地域における産業保健活動の推進のための具体的な方策等について検討する。

2 検討項目

- (1) 地域における産業保健活動の推進のための具体的な方策について
 - 中小企業の労働者に対する産業保健サービスの充実について
 - 地域の各種関係者とのネットワークの構築について
- (2) 地域における産業医による産業保健サービスの提供について
- (3) その他

3 構成

- (1) 検討会は、学識経験者、検討項目に係る関係者をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会のメンバーは、必要に応じ、追加することができる。

「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」メンバー

(敬称略)

座長	高田 勗	北里大学 名誉教授
	石渡 弘一	神奈川産業保健推進センター 所長
	今村 聡	社団法人 日本医師会 常任理事
	漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局 部長
	圓藤 吟史	大阪市立大学大学院 教授
	島 悟	京都文教大学 教授
	中林 圭一	独立行政法人 労働者健康福祉機構 理事
	北條 稔	大森医師会理事・東京都医師会産業保健委員会委員長
	矢口 和彦	東京商工会議所 産業政策部労働・福祉担当課長
	山崎 克也	全国中小企業団体中央会 常務理事
	輪島 忍	社団法人日本経済団体連合会労政第二本部 安全・衛生グループ長